

川崎市老人健康促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人に適したスポーツ・レクリエーションを振興することにより、老人の健康の保持はもとより、その増強・促進を図る老人健康促進事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、川崎市の老人クラブ会員及び本市に居住する60歳以上の者とする。

(委託)

第3条 この事業は、公益財団法人川崎市老人クラブ連合会(以下「市老連」という。)に対して事業を委託する。

(事業の運営)

第4条 市老連は、各地区老人クラブ連合会が提出する事業計画書に基づき事業を選定し、運営することとする。

2 各地区老人クラブ連合会は、地区の実情にみあった、地区の対象者が参加しやすい事業を計画しなければならない。

(事業の内容)

第5条 前条でいう事業とは、次に掲げるものをいう。

(1) 老人の健康の促進・増強に適した老人体操、万歩運動、オリエンテーリング、ハイキング等のスポーツ・レクリエーション活動の普及と開催。

(2) その他、目的達成に必要な事業。

(事業の計画)

第6条 事業を計画するにあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 老人の体力・気力を養い、健康の促進・増強に適したものであること。

(2) 協同して楽しめ、なおかつ自発性のある種目とすること。

附 則

この要綱は、昭和58年6月1日から施行する。

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。